



リスクの自浄機能を構築するために

私たちは内部通報制度を構築することで内部告発による致命的なダメージを回避し、事前の自浄機能を社内に構築することで、企業価値の向上を支援します。

株式会社アリスヘルプラインの理念

私たちはお客様に真の満足を提供するために、機能的な内部通報制度を構築し、様々なリスクに早期に対応することで企業の健全性を確保し、広く社会に貢献します。

3つの宣言

私たちの使命＝自浄機能の構築を通じた企業価値の向上

1

真の満足追求

私たちはお客様の真の満足(安心・安全な経営・生活)を実現します。

2

倫理観・遵法風土の醸成

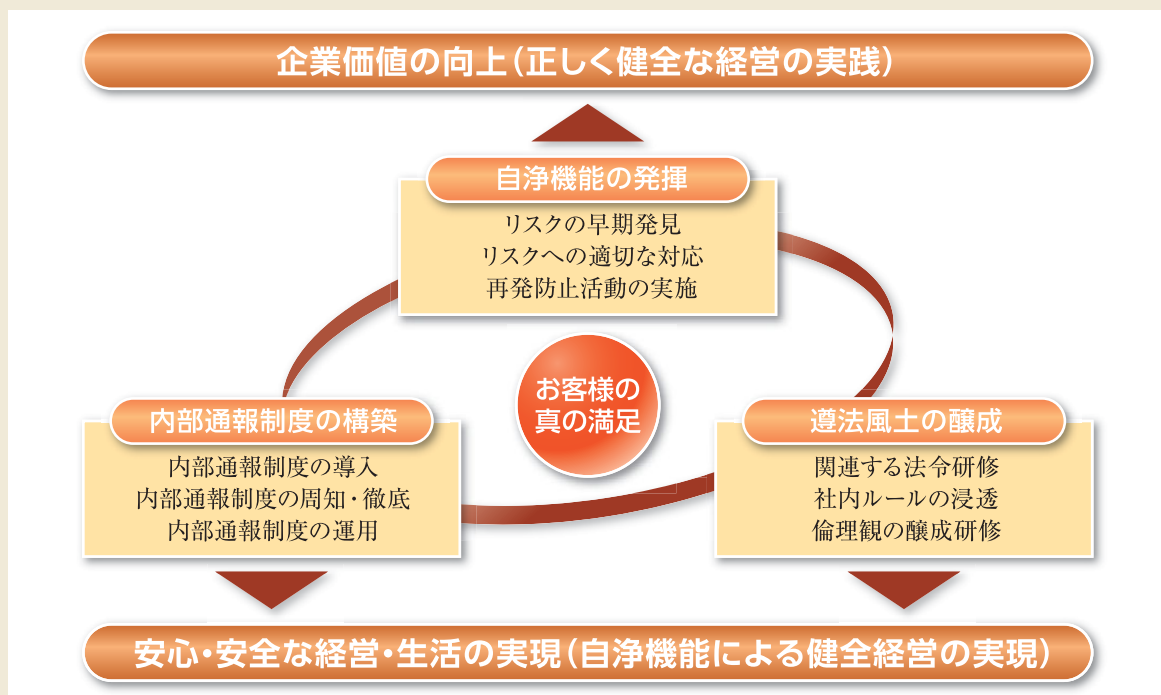
倫理観の高い人材の育成を通じた遵法風土を醸成します。

3

ガバナンス態勢の構築

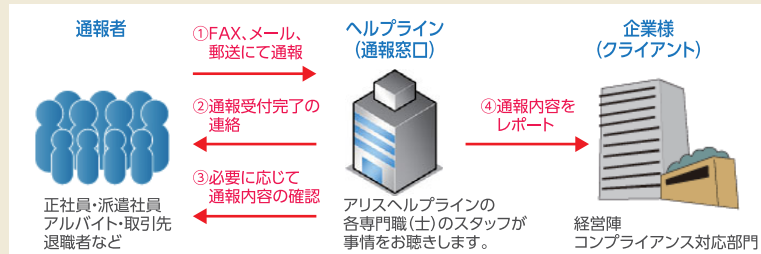
内部通報制度等のガバナンス態勢の構築を通じた早期発見と適正対応を実践します。

株式会社アリスヘルプラインのサービス概要



内部通報制度とは？

内部通報制度は2006年に施行された公益通報者保護法に基づいて内閣府よりガイドラインとして出されたものであり、社内における通報窓口を設けることによって自浄作用を働かせ、内部告発を未然に防ぐためのものです。公益通報者保護法は、内部告発等を行った従業員等を不利に扱ってはいけないことを定める法律であり、たとえば第三者への告発を行うことが認められる場合が定められています。本ヘルプラインを設けることにより、第三者への告発が認められる場合が限定されることになり、いきなり第三者に告発されてしまうという可能性を低減させることができます。



内部通報制度の構築支援

内部通報制度は2006年に施行された公益通報者保護法に基づいて制度構築がなされることが重要であり、機能的な内部通報制度を構築するためには、組織の実態に即した運用可能な内部通報規程を作成すると共に、その内容について組織に周知徹底する必要があります。一般的には下図のステップで導入しますが、以下にポイントを紹介いたします。

内部通報規程の作成

内部通報制度の内容は企業の規模・特性や現在の社内体制によっても異なるため、必要な会社情報を収集した上で、法的な要件を充足した独自の内部通報制度を構築する必要があります。

内部通報制度の周知徹底

内部通報制度を作ってもその存在と役割、利用の仕方等について社員等が正しく理解し、適切に活用されなければ意味がありません。一般的には社員等への説明会を開いた上で運用を開始します。



内部通報制度の運用支援

構築した内部通報制度が正しく機能するには、内部通報に対する会社側の対応についての信用度が大きく影響します。内部通報に対して如何に真摯に対応し、社内の自浄作用に繋がったかが制度自体の信頼度を上げていく非常に重要なポイントになります。

内部通報の受付

内部通報の受付は所定の「内部通報フォーム」を使ってFAX、メール若しくは郵送にて行って頂きます。社内窓口や会社側の顧問弁護士ではなく、中立的な外部の専門機関で受付を行うことが社員の安心感を生み出します。

内部通報への対応

受け付けた通報については弁護士等が内容について確認し、違法性の有無を判断した上で通報内容と対応方針についてコメントを行います。会社は事実関係を確認の上(必要に応じて追加の調査を行います)、コメントに基づいて通報対応を行い、改善策を実施します。



株式会社アリスヘルプライン

〒104-0061

東京都中央区銀座1丁目19-13 丸美屋ビル6F

TEL : 03-6228-7461 FAX : 03-6365-6874

URL : <http://almac-hl.com>